

群馬大学大学院情報学研究科学生の早期修了に関する内規

令和 6. 4. 1 制定

(趣旨)

第1条 この内規は、群馬大学大学院情報学研究科規程（以下「研究科規程という。」）

第8条ただし書の規定に基づき、群馬大学大学院情報学研究科（以下「本研究科」という。）学生の早期修了に関し必要な事項を定める。

(対象)

第2条 本研究科に1年以上在学し、修了の要件として次条を満たし、「優れた業績をあげた者」と教授会が認めた場合は、早期修了の資格を有する者として認めることができる。

(要件)

第3条 優れた研究業績を上げた者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 所定の単位をすべて修得し、かつ、優秀な成績を修めていること。
- (2) 修士論文の内容が優れていると認められ、公聴会又は修士論文最終発表会において合格と判定されていること。
- (3) 国際会議又は論文誌に、査読付きの論文を1編以上発表している又はこれに相当する研究業績を上げていることを原則とする。

2 各プログラムは、前項各号に掲げる事項の具体的な条件を定めるものとする。

(早期修了候補者)

第4条 早期修了を希望する者は、次の各号のいずれかの要件を満たした場合は、指導教員及び副指導教員の了承を得た上で、早期修了の計画を研究科長に提出しなければならない。

- (1) 入学前3年以内に査読付きの論文の公表又は口頭発表等で表彰されているその他の優れた研究業績を上げていること。
- (2) 学士課程の成績が、極めて優秀（別に定める基準を満たしていること。）で、かつ、卒業論文が優れていると指導教員及び副指導教員が認めていること。

2 前項の早期修了の計画を提出した者は、早期修了候補者として、通常のスケジュールに則して修士論文の作成を行う。

(早期修了の判定)

第5条 早期修了候補者が優れた研究業績を上げた者と研究科長が認めた場合は、教授会で審議し早期修了の可否を判定する。

2 研究科長は、前項で早期修了を可と判定をされた者を学長に申請する。

(修了の時期)

第6条 早期修了の時期は、3月又は9月とする。

(内規の改廃)

第7条 この内規の改廃は、教授会の議を経て、研究科長が行う。

(雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、早期修了に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、令和6年4月1日から施行する。